【別紙１】

周防大島町「週休２日工事」の発注から工事完成までの実施フロー

【発注者指定型の場合】営繕系

工事発注時

① ４週８休以上を前提に労務費を補正し工事費を積算する。

② 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、分離発注工事の施工期間を確保する等、発注工事の工期を設定する。
※設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。

③ 入札公告又は指名通知書に発注方式（週休２日工事（発注者指定型、受注者希望型））や、施工条件書に適用の有無等を明示する。

④ 工事発注

工事実施時

⑤ 工事契約

⑥ 受発注者は、発注者が図示した「計画工程表」を基に、工事工程のクリティカルパス等を共有する。

⑦ 受注者は、週休２日（４週８休以上）を確保する計画工程表を発注者に提出する。
監督職員は、週休２日が確保されていることを確認し、「対象期間の設定」において、対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。

⑧ 受注者は、計画工程表に基づく週休２日の確保の状況を確認できる実施工程表を監督職員に提出する。
監督職員は、提出された実施工程表や出面帳等により、対象期間内の週休２日の確保の状況を確認する。

⑨ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度週休２日の確保等の状況を確認し、必要に応じて実施工程表の修正を受注者に指示する。

⑩ 発注者は、受注者の責によらない理由により、工期の変更が必要になった場合は、適切に工期を変更する。

精算・工事完成時

⑪ Ⅰ．発注者は、対象期間内において４週８休に満たないものは、その達成状況に応じて労務費補正分を減額する契約変更を行う。
Ⅱ．発注者は、４週６休に満たないものは、労務費補正分を減額する契約変更を行う。

⑫ 発注者は、達成状況に応じて「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の「工程管理Ａ」について評価を行い、４週６休以上の確保が確認できれば、「工程管理Ｂ」において評価する。